

# 児童の権利条約と人権教育

——子どもの人権尊重のための教育の方法——

## Convention on the Right of Child and the Education of Human Rights

(1995年3月31日受理)

松 井 朗  
Akira Matsui

Key words : 児童の権利条約、人権教育、教育の方法

### はじめに

1994年は人権問題に関して大きな出来事が2つあった。一つは、南アフリカ共和国のアパルトヘイト体制の崩壊であり、二つは、「児童の権利に関する条約」が批准公布されたことである。南アフリカ共和国のアパルトヘイト体制は、世界における人権差別の代表的な例として、わが国の社会科の学習で長い間にわたって取り扱われてきたことである。1994年5月に340年の長きにわたる白人支配の政治に幕が降ろされ、全人種参加の選挙があり、黒人組織の勝利に終わって、新大統領としてマンデラ・アフリカ民族会議議長が新しい国家の始まりを指導することになった。アパルトヘイト体制が終わり、差別撤廃への動きが開始された。

1989年、国際連合で「児童の権利に関する条約」（以下「児童の権利条約」という）が採択された。わが国では、1990年に時の海部首相が署名して以来、国会で審議が続けられていったが、なかなか採択には至らなかった。1994年3月29日に国会で承認されて5月16日に公布された。この「児童の権利条約」は今後の人権教育の進展に期待をもたらずと共に、人権教育について重要な課題を担わせることになった。この際、「児童の権利条約」が教育に関わる事柄と問題点を検討し、人権教育という立場から今後の教育の在り方のいくつかを考察することにする。

## 1 児童の権利条約をめぐって

### (1) 条約の成立の経緯

1989年11月20日、国際連合総会において「児童の権利条約」が採択された。その起源は1924年の国際連合のジュネーブ宣言にある。それは第1次世界大戦後、戦争による被害の甚大さから子どもの保護の必要性が叫ばれ、人類が子どもに最善のものを与えようという趣旨が宣言となったものである。その後、再び第2次世界大戦が起こり、戦争終了後の1948年に「世界人権宣言」が出されることになった。この時に、ジュネーブ宣言が新しい視野から再検討されることになった。1946年から児童の権利に関する憲章の作成が始まったが、途中の空白があり、13年経過した1959年に「児童の権利宣言」が成立した。1961年に国際人権規約の中に子どもの権利に関する独立の条文を設けることになり、1966年に国際人権規約が定められた。これは各国に宣言の採択と法的拘束力をもつ国際条約の制定の準備的なものであった。1979年の「国際子ども年」を契機として、国連人権委員会で宣言とは別に子どもの権利条約の草案づくりにとりかかることになった。新しい条約草案がポーランドから提出され、委員会で検討修正が加えられて草案がまとめあげられていった。それが国連に付託され、1989年11月20日、国連総会全体会議で採択され、1990年9月2日に効力が発生した。12年に及ぶ審議を通して、宣言よりもよりグローバルな権利章典となってまとめられた。

日本ではこれをうけて、1990年、「子どものための世界サミット」に出席した海部首相が9月21日に署名して、批准の意志表明をした。1992年、第123国会に批准承認案件が提案された。その際、政府は国内措置として、条約実施のために新たな国内立法を必要としない、予算措置は不要であるとし、条約の名称を「児童の権利に関する条約」として訳文を公表した。第123回国会では、継続審議となり、1993年4月の第126回衆議院本会議で承認されたが、6月18日の衆議院解散により審議未了、廃案となった。1993年11月、第128回臨時国会に再提出された。第129回通常国会において審議され、1994年3月7日衆議院で承認、3月29日の参議院で可決成立した。これを受けて4月19日に閣議決定、4月22日に批准書が国連に提出され、5月16日に条約が公布された。批准の30日後の5月22日に日本での効力が発生することになった。

### (2) 児童の権利条約の目指すもの

条約の前文を読むと、次のようなことが読み取れる<sup>1)</sup>。

(1)児童の権利条約は、人権の国際的保障全体の中で子どもの権利を保障しようとしている。国連憲章の原則による基本的人権を認めることが、世界の自由、正義、平和を実現するものであり、人間の尊厳及び価値を尊重し実現することになる。(2)世界人権宣言及び国際人権規約を基礎としている。ジュネーブ宣言、児童の権利宣言、児童の保護と福祉に関する社会的及び法的原則に関する宣

言と関連を有すること。(3)家庭及び地域環境を重視し、児童がそれらとよい関係をもって成長すべきこと。家庭が児童の成長及び福祉のための自然的環境であること、その家庭環境の下で幸福、愛情及び理解ある雰囲気の中で育てられること。社会の中で平和、尊厳、寛容、自由、平等、連帯の理想の精神で育てられること。(4)きわめて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国の中におり、特別の配慮の必要なこと。児童の発達のためには、各国の伝統及び文化が重要であること。あらゆる国、特に開発途上国における児童の生活条件を改善するには国際協力が必要なことがあげられている。

### (3) 権利条約の意義・特色

#### ア、児童の最善の利益

この条約以前にも、子どもの権利を守り確立するものとして、児童の権利宣言、世界人権宣言、国際人権規約等があり、その目標に向かって実現への努力が続けられてきているおりから、今回、児童権利条約が登場したことの意義を深く考えないわけにはいかない。この条約の基本的な考えは、ジュネーブ宣言や子どもの権利宣言で唱えられてきた「人類は子どもにたいして最善のものを与える義務を負っている」ということが、この条約でも繰返し主張されている。第3条に「児童の最善の利益」(the best interests of the child)とあり、同じく第9、18、20、21条にもある。この考え方が、子どもの人権を考える基本となっている。

#### イ、権利享有から権利行使へ

児童憲章や子どもの権利宣言、国際人権規約等の考え方の中には、児童の人権を認め、児童は人権を享有しているが、未成熟、未発達だから子どもの人権は大人が保護し育成するべきだという姿勢が現わされている。この条約は、「従来、未成熟だから保護する対象としていた子どもを、権利の享有の主体そして権利行使の主体、つまり人権主体として保障しようというもの」<sup>9)</sup>である。このように児童の権利を保護し、守り、育てるという発想から大きく踏み出して、児童の人権を大人と同じようにとらえている。児童は人権を考えて主張し、実践することによって、人権を行使しながら身に着けていくものであるとしている。しかし、児童は発達途上にあるので、大人と同等に権利を認識し、実践する力を身に着けているとはいえない。親や大人の保護、援助が必要であることはもちろんである。権利行使の主体としての児童を序々に育成していくことは、親をはじめ教師や大人たちの教育の仕事であり、責任である。この考え方は、児童の人権を認め、守り育てるためには、大人が保護し、大切に守っていくという従来の発想をより積極的なものにして、児童に人権を実践させて身に着けさせていくという人権教育の基本的発想に沿ったものである。

#### ウ、人間の尊厳

この条約は、人類が歴史のうえで長年にわたって追究し、努力し、獲得してきている人間の尊厳を基本にして、児童を独立した人格としてとらえ、その尊厳さを大切にし、もろもろの具体的な権利を統一的にとらえて、国際的規模によって基本的人権を実現しようという理念に立っている。しかし、現実には児童の生活の中で人権は危機に見舞われることがある。人権侵害としては戦争、貧困、飢餓、病気、虐待、麻薬、有害労働、性的搾取、教育の不十分、医療の欠如等があり、これらからの保護が必要である。また、自然破壊、地球汚染といった次元での問題状況があり、「地球的規模での社会的事実、問題状況がある」<sup>9)</sup>ので、それらを条約の背景に織り込んでいる。内容的にみるならば、「こんにちの子どもの権利の救済、保護、実現に必要な規定をほとんど含んでいるといえる」<sup>4)</sup>ように、生命、生存と発達をはじめ、武力紛争からの保護、少年司法にいたるまでの実際的な権利の保障を包括的にまとめている。この条約をみると、現実の問題を前にして、それを克服して、より理想的な人権実現への展望をみることができ、子どもを含めて人類全体の人権尊重の統一的な指標となるものであるといえる。

## 2 学校教育と児童の権利条約

### (1) 学校教育に関する条項

児童の権利条約の多くは、子ども、親、国の関係について述べていて、学校については第28条と第29条で述べている。第28条では教育への権利を認め、教育の機会の平等の達成のために、(a)の項で初等教育、(b)で一般教育、職業教育を含む中等教育、(c)で高等教育のことをいっている。これは教育制度に関するものであり、わが国においても努力してきていることである。教育関係者にとって人権教育の面で重要なものであり、項目ごとにみると、次のような事項が取り上げられる。

(e)の項では、「定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。」(Take measures to encourage regular attendance at schools and the reduction of drop-out rates.)とあり、現在、不登校や退学処分の問題はわが国でも大きな問題になっていることであり、教育関係者が努力しなければならないことを指摘している。さらに2の項で、「学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。」(States Parties shall take all appropriate measures to ensure that school discipline is administered in a manner consistent with the child's human dignity and in conformity with the present Convention.)とあり、学校の規律には、校則及び校則に基づく指導と懲戒が含まれており、懲戒を意味する規律が、児童の人間の尊厳と人権の保障に適合する方法で行わなければならないことを意味している。第3項では教育の国際協力を求めている。

第29条では教育が志向すべきことがまとめられている。(a)では「児童の人格、才能並びに精神的

及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。」(The development of the child's personality, talents and mental and physical abilities to their fullest potential;) とあるが、これは教育の目的を現わしているものと受け止められる。わが国の教育の目的は、教育基本法、学校教育法に示されている。この条項に関するものは、教育基本法に的確に現わされていて、すでにその目的で努力されてきている。(b)では「人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。」(The development of respect for human rights and fundamental freedoms, and for the principles enshrined in the Charter of the United Nations;) とある。このことは人権教育に努めている教師にとっては、十分に尊重しなければならないことである。人権教育が叫ばれ実践されているが、これで十分であるのかと問い、まだまだ推進しなければならないことをしつかりと確認しなければならない。この際、改めて人権教育に思いを馳せる必要がある。(c)では、「児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。」(The development of respect for the child's parents, his or her own cultural identity, language and values, for the national values of the country in which the child is living, the country from which he or she may originate, and for civilizations different from his or her own;) をあげている。人権教育にとって少数民族、他民族、外国人等を尊重すること。またその交流を通して人権尊重の意識を養い、異文化の理解を深め、国際的、人類的視野に立った幅広い人間性を形成していく教育の基本理念を達成することである。それは国際理解教育に通じる基本である。

(d)では「すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。」(The preparation of the child for responsible life in a free society, in the spirit of understanding, peace, tolerance, equality of sexes, and friendship among all peoples, ethnic, national and religious groups and persons of indigenous origin;) とある。民族独立の精神、原住民の尊重、両性の平等などの理解を深め、平和、寛容、友好の精神をもって交流する教育を進めていくことが要求されている。これは人権教育の重要な基本である。(e)では「自然環境の尊重を育成すること。」(The development of respect for the natural environment;) があげられている。このことは従来から公害の防止、環境の保全の指導でなされているが、人権教育という発想で考えることが必要である。自然環境の破壊が人間の生命に影響を及ぼし、病気や健康障害を生みだし、ひいては人類の破滅につながる危険が叫ばれているおりから、理科教育、保健・健康教育などと合わせて、人権教育の視点からも指導されることが望まれることである。現在及び将来にわたる大きな問題である。

以上見てきたように、この2つの条項は、直接に教育に関係した条項であり、学校教育では重要

な条項といはねばならない。その条項にあげられていることは「教育に関する権利」であり、「教育の目的」<sup>9)</sup>であるが、より積極的な教育の権利の実現や人権教育の目的、目標、ねらいが考えられるとともに、人権教育の指導方針、内容、留意事項、問題点や指導方法が考えられる。

## (2) 学校教育と関係のある条項

この「児童の権利条約」が批准される前から、条約に盛り込まれている条文との関係で啓発的な見解が出され、それをめぐっていろいろな解釈<sup>10)</sup>や議論が出されていった。そのことは国会審議の中の質疑応答にもなって取り上げられていった。政府の立場からは、それらのいくつかについての見解が出されて、最終的には文部省から文部事務次官通達<sup>11)</sup>が出された。しかし、解釈や議論に対する問題点は残されている面があり、今後は研究や論議を重ねながら実践の方向で解決されていくことになる。ここで条約の条項に関する中から、問題としてあげられているものについて、いくつか取り上げてみる。

ア、第12条「意見表明権」(Stetas Parties shall assure to the child who is capable of forming his or her own views the right to express those views freely in all matters affecting the child.) に関するもの。

- ① 校則の制定や改廃に、子どもの意見が反映されることが望ましい。校則の内容や学校生活全般に子どもの発言を尊重すること。
- ② 退学、停学、訓告、家庭謹慎、出席停止などの懲戒処分を決める際に、生徒自身の言い分を聞く機会を保障すること。
- ③ 学校行事の企画、運営などの学校運営への意見表明を保障すること。
- ④ カリキュラムの策定、教科書の採択、教材の選定、図書館の本の選定などについて子どもの意見を反映させる手続きの保障をすること。
- ⑤ 進学、進路選択について生徒の意見を聞く機会を保障すること。
- ⑥ 学校の施設、設備の改廃について、生徒たちの意見を聞く機会を保障すること。
- ⑦ 障害をもつ児童・生徒の学校指定について、子どもの意見を聞く機会を保障すること。
- ⑧ 教育行政、政策への意見表明を保障すること。

イ、第13条「表現・情報の自由」(The child shall have the ritght to freedom of expression.) に関するもの。

- ① 児童生徒の文集、新聞、学級通信等の表現活動の自由を保障すること。
- ② 校則により、児童生徒の掲示物、ビラまき、署名活動、放送などの一律に禁止あるいは過度の干渉等による許可制を検討すること。
- ③ 文化祭、学芸会などの内容に、児童生徒の自発的な表現活動への過度の干渉をしないこ

と。

④ 文部省通知の「高校における政治的教養と政治的活動について」(S. 44)を改めること。  
ウ、第14条「思想、良心、宗教の自由」(States Parties shall respect the right of the child to freedom of thought, conscience and religion.)に関するもの。

- ① 日の丸、君が代の児童生徒への強制、その斉唱を拒否した生徒の取扱のこと。
- ② 内申書の「行動記録」欄に児童生徒の思想、信条を理由とした不利益な記載をしないこと。
- ③ 宗教系の私立学校で、異なる宗教を信じる児童生徒が学校の行事を欠席できるかということ。
- ④ キリスト教信者の児童生徒が、日曜参観を欠席したりする場合に、教育措置上の不利益が見られる事例があること。

エ、第15条「結社、集会の自由」(States Parties recognize the rights of the child to freedom of association and to freedom of peaceful assembly.)に関するもの。

- ① 校則による学外団体加入、集会参加への規制のこと。
- ② 学外の各種集会、コンサート、講演会などへの参加の取扱のこと。
- ③ 学内の集会の取扱で、一律禁止や許可制による過度の干渉のこと。
- ④ 文部省通知「高校における政治的教養と政治的活動について」(S. 44)の改訂のこと。

オ、第16条「プライバシー・通信・名誉の保護」(No child shall be subjected to arbitrary or unlawful interference with his or her privacy, family, home or correspondence, nor to unlawful attacks on his or her honour and reputation.)に関するもの。

- ① 家庭環境調査の項目に、親や児童生徒のプライバシー(信条、出産状況等)に触れるものがあること。
- ② 客観性に問題がある性格・心理テストの強制は、児童生徒のレッテル貼りになり、結果の判定が外部の教育産業に委託されていること。
- ③ 児童生徒の私生活に関する干渉(男女交際、喫茶店への立入り禁止等)があること。
- ④ 髪型、服装の規制で、丸刈り強制や女子の髪型のこと。
- ⑤ 盗難事件の際の行き過ぎた取調べ(監禁、自白の強要、所持品検査等)があること。
- ⑥ 児童生徒に辱めを与える罰(裸、丸刈り、ゼッケンをつける等)を課すること。
- ⑦ 健康診断で丸裸にしたり、男女を一緒に扱うなどのこと。
- ⑧ 生徒会等の児童生徒宛にきた郵便物を無断で開封すること。
- ⑨ 内申書の本人への開示をどうするかということ。
- ⑩ 問題児といわれる児童生徒のリストや写真を外部に提供する場合があること。

以上、第12条から第16条までの条文から、教育に関して問題になりそうなことを列挙してみた。これは、この条約について早くから研究をしている人々の研究や見解である。その後、これらの見解をめぐって、国会をはじめとして、多方面でいろいろと研究や論議が交わされるようになった。そのことを以下で述べる。

### (3) 政府の見解

この条約審議が、1990年10月から1993年5月にかけて、国会で行われた際の政府側の答弁<sup>8)</sup>をいくつか取り上げてみる。

- ① 条約の精神は、先進国、開発途上国の別を問わず、世界的な視野から、児童の人権の尊重、保護の促進を目指すものであること。
- ② 条約の理念については、日本国憲法や国際人権規約と同じように考え、当然、児童生徒は人権をもっており、権利を行使することができるので、コペルニクス的な発想の転換があったとは考えないこと。
- ③ 条約の名称については、児童か子どもかという問題があり、国際人権規約の訳語として児童を使っている、また、わが国の憲法、労働基準法、児童福祉法などとの整合性を考えて児童としたこと。
- ④ 立法措置・予算措置については、国内法を変えなければ、この条約に入れないとは思っていないこと。この条約の義務として国内法を改廃する必要はないこと。また、予算措置については、現在の予算として認められている範囲内においてこの条約の実施ができること。
- ⑤ 意見表明権と校則については、校則は必要であり、この条約が批准されても、校則の問題は考え直さなければならないとは考えないこと。校則の制定の手続きでは、一人一人を大切にすること、児童生徒に自ら参加させる指導をしていくことにすること。
- ⑥ 学校で退学処分、停学処分、出席停止等を受ける場合には、当該児童生徒の意見が聴取されねばならないこと。
- ⑦ 個々の児童生徒を直接対象とした行政上の手続きでないカリキュラムの決定、教科書の採択、校則の制定等については、条約上の義務として児童生徒の意見を聞く機会を設けなければならないと解していないこと。
- ⑧ 思想・良心の自由と君が代・日の丸については、国民として必要な基礎的なものを身に着けるために行うことであり、条約14条に反しておらないこと。
- ⑨ 生徒の結社・集会の自由と政治的活動については、44年の通知は生徒の政治的教養を豊かにする教育の充実と、政治的活動についての適切な指導を行うための文部省の見解を示しており、今でも通用するものと考えていること。



#### (4) 教育上の問題に関する論議

各条項に関して、以上のとおり学校教育で考えられる問題点が指摘され、それについて論議がなされていった。学校現場で、教育に携わってきた元校長の組織である退職校長会は、問題点をまとめている<sup>9)</sup>。

- ① 教育課程の編成、教科書の採択は極めて専門性の高い教育的行為であり、各学校が判断し責任をもって行うべきであること。
- ② 校則の見直しについては、意見を聞き成熟度に応じて考慮することは大切であるが、学校の判断と責任においてなされること。
- ③ 生徒の編集する新聞のチェック、ビラまき、署名運動、掲示物等に関し、校則等で許可性または禁止することについては、「表現の自由の保障に触れる」と「現行の対応を変更の必要がない」という見解があって、学校現場での混乱が憂慮されること。
- ④ 内申書は信頼されるものが記載されるので、第14条とは関係がないこと。
- ⑤ 国旗、国歌の指導と児童生徒の個々の思想良心がいかにあるかとは、別個の問題であること。
- ⑥ 宗教の自由については修学旅行の際、神社仏閣の見学の拒否、七夕祭り、クリスマスの行事参加の断りの例等の問題があり、検討を要すること。
- ⑦ 結社集会の自由については、法律上の責任能力をもたない児童生徒が、その権利行使の主体となりうるか否かには根本的に疑問があること。
- ⑧ プライバシー、名誉、信用の保障の例で、校則をとりあげ、画一的、抹消的な校則の見直しは必要としながら校則の必要を強調していること。

このようにすでに発表された見解に対して問題提起をしている。条約批准後になり、このような問題点を考察し、条約の解釈を進めて疑問点を解明しようという研究が進められている。その例として、政府側の見解や現場の意見や学者の見解をまとめたもの<sup>10)</sup>があり、それらを参考にして著者の見解を述べる。

- ① 意見表明権は決定権でなく、オールマイティなものではない。その範囲の検討が大切である。わが国の児童生徒は意見を積極的に発表しないといわれているので、意見を表明させる指導は極めて大切であること。
- ② 本条約は校則を認めている。校則は、合理的範囲内であれば条約違反ではなく、合理性を欠く形式的、瑣末的なものについては改めるべきである。校則の見直しをする場合には、生徒が主体的に考えるように指導することが大切であること。
- ③ 国旗、国歌の指導は必要であり、一方的な価値観の押しつけ、教え込みにならないよう十分に注意して、国際理解教育の一環としておこなうこと。

- ④ 児童生徒に政治的教養を高めるとともに、民主主義政治の基本を学んで、それを特別活動や学校生活の中でモデル的に実行して学習を深め、政治的活動を実践する基本的な態度を教師は指導していくこと。その際、教育目的達成のために合理的範囲での一定の制限は認められるものとする。
- ⑤ 結社の自由については、児童生徒は政治に関して成人と同じレベルの判断を期待できないので、特定の政党に加入し活動することを校則により禁止ないし制限することが、第15条に違反しないこと。
- ⑥ 第16条のプライバシー権はできるだけ尊重すること。学校においてもプライバシーの保護を大切に考えること。児童生徒が互いにプライバシーを尊重する教育が必要であり、前述の指摘の問題（オの①～⑧）は改善されること。
- ⑦ 校則により制服着用、髪型などの制約について、その規律が社会通念上著しく厳しすぎない限り認められること。

以上のように、第12、13、14、15条がわが国の学校教育に関係する問題は多くあり、今回考え直し検討する必要があることを問題提起したのである。それらについては賛成、反対、疑問等とさまざまな解釈や見解が出されてきており、解明されたものや疑問が残されたものもあり、今後の研究や学校での実践で解決されなければならないことである。この条約の批准に当たって、学校教育で反省や見直しを行って問題点を整理し検討して、解決の方向で前進させていき、とりわけ人権教育を強力に推進させていくことが必要である。

### 3 人権教育の視点と指導方法

#### (1) 人権教育の視点

「児童の権利条約」の発効に当たり、学校では一人一人の人権を尊重した教育に徹し、基本的人権尊重の教育を展開して、児童生徒に基本的人権に対する認識や態度を養うことが基本である。その際、「児童の権利条約」が国際上の取決めであることから、国際的な視野からの人権教育を意図する必要がある。人権教育は、わが国では従来から行われているので、その学習体系は学校ではある程度はできている。すなわち基本的人権についての学習であり、憲法学習を中心にした教科・領域における人権教育である。それは基本的人権として自由権、生存権、平等権、教育権、参政権等の学習である。こうした基礎的な認識を育てる学習はいちおう取り組まれているが、それがかなり徹底し態度化しないと学習が知的な段階に止まり、意欲をもった実践的な力に結び付く学習にならない。基礎的で知識的な学習に肉を盛り、血を通わすためには、具体的な生活上の問題を通しての学習が必要になる。いわば基礎的な認識をつくる学習と、それを発展させた形での実践的な学習の関

係がある。そのことを人権学習と人権問題学習という呼び方で、「人権学習は憲法学習における人権に関する事項の学習であるとし、人権問題学習は現実に存在する差別問題を直接的に教材化して学習する」<sup>11)</sup>ということができる。同和教育についていうならば、基本的人権の学習をいくら積んでも、現実の部落差別問題を学習しなければ、部落差別の実際が理解できないで終わることになり、部落解放の力とはならない。そうした意味で、現在の差別問題を取り上げて学習することが重要である。また、それに合わせて世界の差別問題にも目を向け学習する必要がある。わが国では、毎年12月に人権週間が開催されていて、1994年の第46回のスローガンは、「子どもの人権を守ろう、国際化時代にふさわしい人権意識を育てよう、部落差別をなくそう、女性の地位を高めよう、障害者の完全参加と平等を実現しよう」であった。1992年の第44回と1993年の第45回では「いじめ、体罰の根を絶とうが」があったが、それが「子どもの人権を守ろう」に変わっている。これは「児童の権利条約」の発効を考えたことである。しかし、昨今の教育状況を考えた時に、いじめ、体罰は消されてはならない重要な問題である。このような現実的な問題を具体的にとらえ、みんなで考えながら学習していくことが、人権教育の学習になるのである。同和教育の実践を例をとりながら人権教育の方法を考察することにする。

## (2) 同和教育の推進と方法

同和教育の推進は、国民的な課題として学校教育と社会教育の両面から推進されている。学校教育ではすべての教科、領域で教育を進めることと、すべての教職員で取り組むことが基本とされて取り組まれている。学校では同和教育を教科指導で行うとともに、道徳指導や特別活動でも教科指導と関係しながら具体的な問題についての学習を進めている。特に基本的な認識を培うためには、国語や社会科をはじめすべての教科指導で行われることが基本である。その例として全国同和教育研究協議会は、1971年の第23回研究大会から教育内容の分科会を「言語認識・社会認識・自然認識・芸術認識」の四つの分科会に構成して研究と実践を進めることにした。それ以来、同和教育の研究と実践はこの四つの認識を基にして進められている。ここでいう認識は単に知識をさすのではなく、それを基礎にして「論理的思考」と「創造性」に基づいた「実践力」にまで高められた段階の「能力」をいっている。この四つの認識がそれぞれ相互に関連し重なり合いながら発展していくのである<sup>12)</sup>。このように教科、領域を超えて総合的にどのような場合でも同和教育を進めることができるとしたところに大きな意味がある。教科で基本的認識について学習をすると、それと合わせて具体的な人権問題や現実の差別の例を取り上げて実際の、発展的な学習へと結びつけていくことが必要である。学生に同和教育、部落問題についてアンケート<sup>13)</sup>を実施してみると「部落差別はよくない。、部落差別はなくすべきある。もっと学習を進めることが必要である。」という意見(64.0%)が多くあるが、「高校まで学習したがまだよく分からない。むづかしい問題である。」と

いう中途半端な意見(21.6%)がそれに続き、「学校で取り上げない方がよい。ほっておけば自然になくなる。なくなるのではないか。大人がなくする問題である。」という意見(9.8%)が少数ながらあることが分かる。また無記入(4.6%)もあり、決して良好な学習状態とはいえない。これは入学時の調査であるので、高等学校までの学習の定着の様子を見ることができる。小・中・高校と同和教育を学習してきてこのような状態であるから、大学での同和教育の推進が大いに望まれることになる。同和教育の学習を通して部落差別の解消を目指して実践力のある児童、生徒・学生の育成には大いに努力しなければならないところである。差別問題の中でも部落差別はわが国独自の差別の問題であるが、この差別はわれわれにとって身近なものであり、日常に経験することであるために、こうした現実の部落差別の学習は、差別問題の理解、認識、解決の方法、展望の方向等が具体的であって、典型的な差別をなくする学習となるものである。従って、差別からの解放、人権の確立、擁護、発展についての現実的な問題を教材化して学習を進めることは、極めて具体的に基本的な学習の方法といえる。この部落差別の学習と合わせて、子ども、民族、女性、障害者等の差別を学習していくと、人権学習が大きな立場から展開できることになる。また、「児童の権利条約」に合わせて、世界の人権問題の具体的な現われとして、開発途上国の出生時における平均余命、飢え、病気、貧困、識字と非識字、教育段階の就学率、高等教育の機会、教育水準の問題等も合わせて考えられる。子どもの権利について考えるとき、部落差別の学習は基本的なものであり、大きな役割をもっており、この学習と結び付いた人権学習は大切なことである。

### (3) 校則の見直しの視点と方法

校則の問題は、1990年、兵庫県の神戸高塚高校で遅刻の女子生徒を校門の門扉で圧死させるという不幸な事件が起こってから、全国的に校則の見直しが進められ、現在では多くの学校が新しい校則をつくってきている。1992年2月、衆議院文教委員会で、文部省委員が1988年から1992年にかけて校則のみなおし状況を、平均して9割前後の中・高校が見直した状況である<sup>14)</sup>とのべている。多くの学校が全体的な見直しを行ったようである。原則としては、毎年度の終わりになってその年度の教育全般を反省評価して、来年度の教育計画設定をするのに合わせて校則の見直しがなされるべきである。これは年度毎の小部分の見直しの場合であるが、見直しをしないと古い内容が引き継がれていき、児童生徒の生活の実際、社会の変化とかけ離れた古い硬直したものとなり、児童生徒の実態とそぐわないものとなるであろう。部分見直し、全体見直しであろうと、校則は児童生徒の教育のためにあるものなので、児童生徒の実態、校則への反応や意見は尊重されねばならない。そこには意見表明権の尊重がある。教師の一方的な考えや判断ですませるのではなく、児童や保護者、地域住民の意見を平常から受け止めておき、それらを検討してよりよいものへ変えていく用意と努力が大切である。

一般的な見直しでは本格的な準備をしておく必要がある。その際には、生徒会の機能を生かし、全生徒の意見を出させて討議をさせながらよりよいものに変えていくことができる。意見表明を十分させることを計画しないと、せっかくの見直しが生徒のものにならない。ここで生徒の手で校則の一般的な見直しをした例として、宇治市立西宇治中学校の「生徒自身の手で学校生活のきまりをつくろう」<sup>10)</sup>をみることにする。この学校は生徒数800人、教職員数40人の中規模校である。1990年以降、生徒会活動の自主的自発的な活動のもとで、生徒会組織の改革や生徒会年度方針、全校学級委員会の決議ルールの確立が行われて、さまざまな活動場面に生徒の意見が学校に反映するようになっていった。この西宇治中学校では校則改正に生徒会が取り組むことになり、1989年の4月に教職員による校則検討委員会ができて年間数回の会がもたれていたが、1990年になると生徒会自身の手による校則見直しの動きがでてきた。校則改正の取り組み方針案の提案が報告された。それは意識調査を行って、改正へのプロセスを明確にする。自分たちの手でルールを創造するという意識の下で論議する。改正への討論の方法論を確立し、その過程で自分たちの生活を見直す契機をつくることなどが示された。1990年12月10日に意識調査の実施、1991年1月14日に校則改正の本部方針とプロセス討議の提案があり、それによるクラス討議を通しての学年ごとのまとめが生徒会に集約されていく。それをうけて校則改正のプロセス論議の提案があり、各クラスでの賛成、反対、修正が決議されていく。この確認を通して校則改正内容論議Ⅰの提案、クラス討議、再び校則改正内容論議Ⅱの提案、クラス討議の手続きを経て校則に関する原案の作成、提案となっていく。そこで旧校則の64項目が14項目に整理されてくる。この生徒会原案に対して、学校の校則検討委員会の強い要求により、服装に関する細かい規定が残ることになった。しかし、この生徒サイドから出ていなかった細かい服装規定が新校則の中へ出てきたため、生徒会総会で修正案が出されてそれが可決されてしまった。その修正案は学校側から生徒会本部に認められないと通告されたので、本部としては「生徒会ニュース」を通して意義申立てをしたが、認められず、校則改正の総括を行って服装規定などの「一部残された校則の検討課題」に次年度も取り組んでいくことによってまとめた。

この実践例からみると、生徒会の粘り強い取り組みが全校生徒の校則に対する意識を呼び起こし、度々の議論を通して自立的な校則改正へと結実していったことは、意見表明権の学習の実践的な現われである。一般に教科中心の学習に終わりがちな最近の学校教育にとって、人権学習の大切な方法がここに提示されていると考えられる。岡山市の桑田中学校では生徒会活動が活発で、自主的、自発的運営を通して生徒会組織の改編、生徒会総会、おはよう運動、文化祭の取り組みがあり、学校教育の活性化の姿を見てきた<sup>11)</sup>のであるが、その動きと同じような教育がここにも展開されている。桑田中学校では生徒会が文化祭の取り組みをメインにして精力を注ぎ意欲的な活動を見せているが、それらが多くの学校生活に反映して生き生きとした生徒の動きが学校の中でみられる。例えば、生徒会役員選挙について役員推薦、立候補、選挙運動、投票等の一連の活動が全

校あげて活気を帯びて賑やかに展開されるが、秩序正しくまとまりよく行われるのは生徒会活動の自発的、自主的な運営になっているからである。こうした活動は一般に低調になりがちであるので、この「児童の権利条約」の発効を機会にして一層活発化、活性化へ努力させていかなければならない。最近、わが国では各種選挙の投票の低調さが問われ、投票率の低さや棄権率の高さが問題になっている。こうした大人の憂うべき傾向を考えると、児童生徒の権利意識の教育と実践力の育成は今日の大切な人権教育である。

人権教育としてとらえた場合、生徒会活動は重要な教育の場となっており、生きた実際活動として機能するのである。生徒会活動を通して自分たちの生活を見直し、自分たちの意見を出し合い、学級、学年の意見さらには全体の意見へとまとめあげていく。そしてそれを着実に実行して自主的自発的な学校生活を展開することは、生徒も教職員もやりがいのあることである。自分とみんな、みんなのための自己、他の尊重、自由ときまり、学校生活と社会等といった貴重な学習をすることになる。教科学習では学ぶことのできない重要な学習である。意見をいわない、教師の指示待ち、マンネリ化の学校生活態度の児童生徒が消極的な生活感覚から抜け出して、堂々と意見の表明をすることのできる人間となり、自分の意見の主張と他の意見の尊重、自他の意見の集約、そして実践化への動きなどは、人権教育の大切な押さえどころである。とくに意見を出そうとしない児童生徒にどうして意見をいわせるか、少数意見を認めてどう尊重していくか、教室の教科学習では存在が薄い者をどう活躍させていくかなどは、生徒会活動の低調化がいわれている今日、教師に課せられた大きな課題である。

#### (4) いじめと人権教育

いじめは生徒指導の問題として早くから取り上げられてきており、いろいろと取り組みがなされている。いじめが多発した1985年(約155066件)、86年(52610件)頃に、いじめが大きく取り上げられるようになり、社会的な問題となって学校への批判や要請が相次いでいったが、取り組みへの努力がなされて、その後は次第に減少化の傾向をたどっていった。ところが、1994年になっていじめが多発して再び重要な問題となった。1995年3月13日発表の文部省の調査によると、全国の学校で約17788件(小8477、中7906、高1291件)ものいじめがあることが報告されたという。岡山県総社東中学校で94年5月30日3年生の自殺、愛知県東部中学校で11月27日2年生の自殺があったり、94年の6月に愛知県安城市(高1)、7月に東京都江戸川区(中3)、神奈川県津久井町(中2)、8月に福島県相馬市(高2)というように、いじめを苦にした自殺が発生し<sup>17)</sup>、大変な問題が起こっていった。さらに95年になって、茨城県美野里中学校で2年生の自殺と続いて、全国的にいじめやいじめによる自殺が止みそうにない状態である。とくに東部中の大河内清輝君の場合は遺書が残されていたので、いじめの内容が分かり、それが報道されたこともあって大きな世論が巻き起こった。

いじめの経験に出会った人を含めて関心のある人たちからさまざまな意見が出し合わされ、いじめの撲滅に学校側の対応と責任が迫られることになった。岡山県の総社東中学校の場合、自殺の場所にバッグが置かれていて、同級生5名の名前と金額、暴行の様子を走り書きにしたメモがあり、自殺がいじめによるものと明らかになって多くの人から人権問題として注目を浴びて、その問題の究明と対応の仕方や今後の在り方をめぐっての論議が活発に取り交わされていくとともに学校側の取り組みが続けられていった。愛知県東部中学校の大河内君の場合は遺書が残されていていじめの様子が推測できる手がかりがあり、さらに日記も後日公表されていていじめを受けた生徒の気持ちが直接、間接に感じとれる手記として全国の人々に驚きと怒り、不安、不信を投げかけた。いじめが俄然国民の関心事となり、怒りとともに警告や意見が活発に発表された。報道関係も大々的にキャンペーンをはって連日報道し続けていった。まことに残念な学校教育上の問題といわねばならない。

10年前の時もいじめが社会問題となり、その解決に向けての取り組みが強く要請され、文部省の通知や法務局長の通達、通知が出されたことが記憶に新しい。その中に「最近のマスコミを通じていじめに起因するとした殺人事件や自殺事件等が報道され、また、いじめ方が非常に陰湿なものや執拗なものなど以前とは違う傾向が見られるようになったことが指摘されるなど大きな社会問題となっている。」<sup>18)</sup>と述べている。今回もこの10年前の出来事による世論や社会の動きと同じものを感じさせる。いじめは人権に関わる問題であるので、重要な問題と真剣に受けとめて早急に学校の指導の手が出されないと手遅れになってしまう。大河内君の場合は、12人の生徒が関係してグループでいじめがあり、中心になった生徒は2人で暴行や金銭の恐喝があり、非行問題化しており、早急な学校の手が伸びないといけない事件であった。学校では大河内君は非行グループの一員として捉えられていたようであるが、それにしてもなぜ非行グループを解体させ、一人一人に指導の手を伸ばさなかったかと疑問に思う。非行の事実があるなしにかかわらず、グループの動きには絶えず情報の入手、行動の把握、指導助言、グループの解体、中心生徒への粘り強い指導等があったならば、いじめの事実も浮かびあがってくるであろうし、いじめ中止の指導ができたであろう。

いじめは学校生活の中で児童生徒の間で発生するものであるから、学校教育では常に起こりうる問題として受け止めておくことが必要である。絶えず正常な人間関係の育成に努力するとともに、細かい観察、情報の入手、事実の把握、家庭との連絡等に努めなければならない。いじめが発生しないようにする日々の教育が極めて大切なので、人権教育の考えを基本においた指導がなされなければならない。それは教科のみならず道徳、特別活動や学校生活のすべての分野にわたって人権教育を計画的に進めなければならない。とくに道徳では人間の尊厳と人間尊重の指導を具体的な教材をあげて指導するとともに、特別活動の学級活動でいじめを主題にして、学級で防止や中止のための行動の仕方を話合って、いじめをなくする方法と態度を強く自覚させ実行させる指導がある。いじめは誰にも分からないような場所や方法で行われることが多く、「絶対に言うな、言うといどい

目にあうぞ」とか、まわりのものが教師に言うとその者が標的にされてしまうので、教師には情報や事情がつかめないことが多い。児童生徒の様子を加害者、被害者、傍観者、観衆の4層構造<sup>19)</sup>としてとらえ、自分は手を出さないが、いつ加害者になってもおかしくない観衆と火の粉をかぶるのが怖くて無関心を装っている傍観者がいるという。児童生徒たちは善悪の価値観をいちおうもっているが、中にはそれほど強くない者、価値観をどこかにおいてしまっている者、いじめや恐喝を遊び感覚で楽しんでいる者、人の痛さが分からない者等の問題を持った児童生徒が残念ながらいる。ほとんどの児童生徒は明るく、健康に育っているが、こうした問題をもった児童生徒が育っていることを現実にしつかりとらえて指導することが必要である。家庭や地域社会や学校での児童生徒の教育の重要な問題である。筆者の体験を踏まえ、取り組みの留意事項として次のことをあげておく。

- ① いじめは人権侵害（人権侵害は死につながる恐れがある）であるから、絶対に許さないという強い姿勢で全教職員が指導に当たる。
- ② いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であるという認識を児童生徒に徹底する。いじめるものは差別者であり、傍観者や観衆は差別者の味方であると考え、「差別は許さない」の態度で児童生徒と教職員がことに当たる。
- ③ いじめは簡単には止まないの、まわりのものみんなで注意し合い、止めさせるように努力する。自分たちだけでは止まない場合は、親や教師にいうことが必要な事件であることを児童生徒に自覚させる。
- ④ いじめられる者は容易に他にいわないのがその特徴であるから、教師は日頃から注意深く観察していて、本人から出てくるわずかなシグナルを見逃さないで早期発見に努める。
- ⑤ いじめはグループで発生し、非行行為につながっており、暴力、物品・金銭恐喝、盗み等が起きるので、グループの解体、中心人物の個人指導等の生徒指導の観点からも強く指導する。必要があれば地域の組織、諸機関との連携を図る。
- ⑥ 人権教育の指導計画の中にいじめの指導を位置付けておく。いじめについての具体的な指導を道徳や特別活動で計画的に進める。とくに学級活動で具体例を出しながら、児童生徒の話し合いを通して指導助言に努める。その際、認識と態度化の一致を図り、実際の取り組みを通して実践力の向上を図る。
- ⑦ 教師の体罰は、生徒に暴力やいじめの見本を示すことになるので絶対に止める。
- ⑧ 家庭との連絡を密にして生徒の欠席、手足や顔のけが、服装や行動の変化、不安な態度があれば細かく話し合い、信頼関係に立っていじめの解消に力を合わせる。
- ⑨ いじめは多くの子どもが関わっているの、担任一人で解決することは難しい。必ず全校の教職員で連絡を取り合いながら取り組むことがある。その場合、秘密主義にならないで、PTA や地域の協力を求めることを検討すること。



## 4 今後の問題点と課題

「児童の権利条約」が発効されたのを契機にして、人権教育のいくつかの問題を考察した。日本人は人権問題の取り組みには弱いといわれてきた。部落問題についても早くから同和教育の推進がいわれながら、その取り組みはなかなか進まないで差別がいぜん存在している。女性の地位向上にしても多くの問題を抱えている。障害者の問題は社会進出の面で進みかけているがまだまだ不十分のところである。そうした社会状況のところこの条約が発効されて、子どもの人権の確立と推進がいろいろの角度から見直されることになった。子どもの人権を考えることは、現在のわれわれの人権の在り方を考えることに必然的につながってくる。子どもの人権を高めるためには、われわれの社会の現状を率直に反省し、その人権問題をひとつひとつ解決しながら子どもとともに歩むしかない。子どもには人権問題解決の将来展望をあたえながら、子ども自身の人権を高めていき、それと合わせて現在のわれわれの社会に存在している人権問題、差別を丹念に解決していかなければならない義務がある。予想しない形でいじめの問題が起きてそれに考察が伸びていった。いじめが死に結びつくほどひどい差別があることに思いをいたして、教師や親や社会人はいじめの撲滅に立ち上がらなければならない。この「児童の権利条約」の取り組みはこれから始まったばかりである。子どもの健全な発達のために、人権教育の充実と社会に存在している差別の解決に努力を続けて、人権が守られ、平和で明るい社会の実現に努力していかなければならない。

## 注・参考文献

- 1 森部英生「注解・児童の権利条約」(下村哲夫篇「児童の権利条約」)時事通信社 1994年 P. 147～8
- 2 永井憲一編「子どもの権利条約の研究」法政大学出版社 1992年 P. 17
- 3 太田 堯「国連、子どもの権利条約を読む」岩波ブックレットN. 156 1990年 P. 15
- 4 荒牧重人「子どもの権利条約を読むにあたって」(永井憲一・寺脇隆夫編「解説・子どもの権利条約」)日本評論社 1990年 P. 16
- 5 政府訳には見出しがないが、ほとんどの民間訳には法文の形式によってこのような見出しがつけられている。金子仁他編「教育小六法」学陽書房 1995年 P. 733
- 6 永井憲一・寺脇隆夫編 前掲書 P. 77～92  
喜多明人「新時代の子どもの権利」エイデル研究所 1992年 P. 31～33  
関根正明「学校の中の子ども」(下村哲夫編「児童の権利条約」)時事通信社 1994年 P. 24～34 P. 43

- 7 平成6年5月20日付 文初高第149号 文部事務次官通知「児童の権利に関する条約」
- 8 子どもの権利条約ネットワーク編「子どもの権利条約」(教育法・1994年・6月臨時増刊号)  
エイデル研究所 1994年 P.44～63
- 9 教育研究部報告「児童の権利条約とは何か」全国退職校長会 1992年 P.5～10
- 10 下村哲夫 前掲書 P.209, P.216～234  
菱村幸彦編「児童の権利条約の要点と学校経営」(教職研修10月増刊号)教育開発研究所  
1994年 P.124～147 P.164～172  
波多里望「児童の権利条約」有斐閣 1994年 P.96～124
- 11 中野陸夫「人権・部落学習への提言」明治図書 1991年 P.73
- 12 中野陸夫 前掲書 P.129
- 13 1994年5月実施の「部落問題に関するアンケート」による(中国短期大学生 1年 153名対象)
- 14 子どもの権利条約ネットワーク編 前掲書 P.58
- 15 加藤西郷・楠 凡之・築山 崇編「子どもの権利条約が生きる学校, 地域づくり」3章 生徒自身の手で「学校のきまり」をつくろう 法政出版株式会社 1994年 P.89～104
- 16 松井 朗「生徒会活動の指導と運営」中国短期大学紀要第24号 1993年 P.70～75
- 17 毎日新聞社会部編「いじめ事件」毎日出版社 1995年 P.13
- 18 1985年3月12日付 権総第80号 法務局長通達「児童生徒の友人関係における いじめ の問題の取扱について」
- 19 毎日新聞社会部編 前掲書 P.138